

埼玉県雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県と厚生労働省埼玉労働局（以下「埼玉労働局」という。）が、求職者の就職促進、県内企業の人材確保支援等、県内の雇用面の課題についての認識を共有し、それぞれの役割分担と連携方法を明確化することにより、国と県が行う雇用対策を効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

(事業計画等)

第2条 埼玉県及び埼玉労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、埼玉県及び埼玉労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(一体的実施事業)

第3条 埼玉県及び埼玉労働局は、求職者及び企業に対する支援を連携して実施するため、別に定める一体的実施事業を実施するものとする。

(人事交流の実施)

第4条 埼玉県及び埼玉労働局は、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、その職員について人事交流を行うものとする。

(要請等)

第5条 埼玉県知事及び埼玉労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 埼玉県知事及び埼玉労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第6条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、埼玉県及び埼玉労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、埼玉県及び埼玉労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 職業安定法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第142号）附則第3条第1項の規定により雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「規則」という。）第13条の3第1項の規定により締結されたものとみなされた改正前の規則附則第9条第1項の規定により締結した協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、埼玉県知事及び埼玉労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月28日

埼玉県知事

上田 清司

厚生労働省埼玉労働局長

田畑 一雄